

行政指導に関する指針等

行政指導の名称	注文者等工事関係者に対する建設汚泥の自ら利用に関する指導
根拠法令等・条項	堺市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条
所 管 課	環境保全部 環境対策課
行政指導の趣旨	堺市が所管する区域の建設工事から生じる汚泥を占有者自らが現場において再生利用することについて、注文者等工事関係者の役割、利用条件等を定める。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	次に定める建設工事。なお、第3号に規定する建設工事に係る建設汚泥は、現場間利用については適用しない。 (1) 国又は地方公共団体が注文する建設工事 (2) 国又は地方公共団体と同程度の施工管理基準及び管理体制を有する者が注文する建設工事 (3) (1) および (2) 以外の建設工事のうち、建設汚泥の発生量がおおむね1,000トン以上、建築物の容積率の算定の基礎となる延床面積がおおむね10,000平方メートル以上又は建設計画の区域がおおむね10,000平方メートル以上のいずれかに該当する建設工事。ただし、工事完了後に建築物の所有権の移転が予定されている建設工事（所有権移転後の所有者の同意が得られている場合を除く。）は対象としない。
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	○事前協議 1. 現場内利用 (1) 注文者は、注文までに現場内利用について市長と協議 (2) 元請業者は、工事着工前に利用計画書を市長に提出 2. 現場間利用 (1) 建設汚泥が発生する工事を注文する担当部署の長は、当該工事の注文までに現場間利用について市長と協議 (2) 建設汚泥が発生する工事を注文する担当部署の長及び発生工事元請業者の連名で、処理に関する計画書を市長に提出 (3) 処理後物を利用しようとする工事を注文する担当部署の長及び利用工事元請業者の連名で利用に関する計画書を市長に提出 ○利用条件 1. 利用範囲は、土木工作物本体及び構造物の裏込め等工作物と一体的な箇所に限る。 2. 利用できる処理後物は、品質を試験、分析により確認する。 3. 再生処理は、安定的な性状の処理物となるよう、適切な施設で行い、かつ飛散・流出、悪臭その他の生活環境の保全上支障が生じないように自ら行う。 4. 建設汚泥及び処理後物を保管する場合は、飛散・流出、悪臭その他の生活環境の保全上支障が生じないように自ら行う。 5. 元請業者は、利用実績を発注者、市長に報告する。 6. 注文者、元請業者は最低5年間記録を保存する。
責 任 者	環境保全部長